



職場内で掲示・回覧をお願いします。

協会けんぽ OSAKA

申請書の記入方法が一部変更となりました

2023年1月以降
申請書（新様式）

記入時の注意点

①勤務状況欄の年月
申請期間に対応する期間の勤務状況は出勤が0日の場合でも必ずご記入ください。

③賃金支給状況
申請期間内において、出勤していない日に対して、報酬等を支給した場合、支給日と金額をご記入ください。（例：有給日、欠勤控除をしていない手当等）給与・手当を欠勤控除している場合や、支給額が0円の場合は記入不要です。

傷病手当金・出産手当金支給申請書 事業主証明(3/4ページ)

②出勤日
申請期間内で出勤している日のみを○で示してください。欠勤日、有給日、公休日に関する記入は不要です。

申請書を送付する**前**に
再度ご確認ください！



申請書のダウンロード
についてはこちらから

出産育児一時金の支給額が引き上げとなります

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」により
令和5年4月1日以降の出産について、**出産育児一時金の支給額が引き上げ**となります。
産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合は**50万円**、それ以外の場合は**48.8万円**が支給されることとなります。

- 出産とは………妊娠85日（4か月）以降の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶をいいます。
- 産科医療補償制度とは…医療機関が加入する制度で、加入機関で出産され、万が一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性麻痺となった場合、赤ちゃんのご家族の経済的負担を補償するものです。

	産科医療補償制度加入分娩機関で 出産した場合（※）	産科医療補償制度加入分娩機関 以外 で 出産した場合
現 行 (令和5年3月31日までの出産)	42万円	40.8万円
令和5年4月1日より	50万円	48.8万円

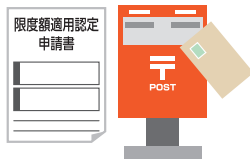
※妊娠週数22週以降の出産が対象となります。

限度額適用認定証をご利用ください

入院や通院で医療費が高額になりそうな時は、「限度額適用認定証」をご利用ください。
保険証とあわせて医療機関等の窓口で提示すると、法定の自己負担限度額までのお支払いとなります。

申請書を

協会けんぽ大阪支部へ送付



1週間～10日程度で
限度額適用認定証が届く



医療機関窓口で
保険証とあわせて提示



オンライン資格確認が導入されている医療機関を受診する場合は、一部の医療機関等では限度額適用認定証がなくても、保険証もしくはマイナンバーカードを提示することにより、自己負担額を超える医療費の支払いを抑えることができます。

詳しくは
厚生労働省HPを
ご確認ください



被扶養者(ご家族)様向け 特定健康診査のご案内

協会けんぽでは、被扶養者(ご家族)様が受けられる健診も実施しております。
年度内にお一人様につき1回、健診費用を補助しておりますので、ぜひご利用ください。

受診対象：40歳～74歳の被扶養者

※75歳の誕生日前日までの受診が必要です。

健診費用：自己負担額 0円もしくは1,232円

※大阪府内で受診した場合

健診機関で受診するほか、

集団健診でも受診できます。

※ショッピングモールやホテルなど、
便利な会場で数多く開催します！



1

受診券(セット券)が届く



2

ご希望の
健診機関へ予約



受診できる
健診機関一覧

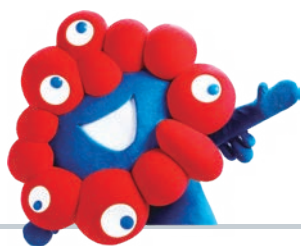


3

健診機関で受診

持ち物

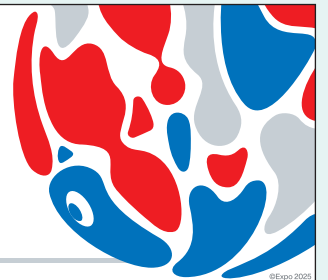
- 受診券(セット券)
- 保険証
- 健診費用



Join 2025

2025年日本国際博覧会

開催期間 2025年4月13日(日)～10月13日(月) 開催場所 大阪 夢洲(ゆめしま)



協会けんぽ大阪支部は「2025年大阪・関西万博」に協賛しています。

お問い合わせ

協会けんぽ 大阪 検索



全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6F

電話

06-7711-4300 (自動音声案内)

おかけ間違いにご注意ください

受付時間 8:30～17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)